

京都市都市計画局建築請負工事検査細目

平成14年3月28日都市計画局長決定

改正 平成15年5月29日, 平成17年3月31日, 平成20年9月18日,
平成23年5月23日, 平成28年3月25日

(趣旨)

第1条 この細目は、京都市都市計画局建築請負工事監督・検査要綱第11条の規定に基づき、検査職員の事務に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細目において使用する用語は、京都市都市計画局建築請負工事監督・検査要綱において使用する用語の例による。

(検査の種類)

第3条 検査職員が行う検査は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 完成検査
- (2) 既済部分検査
- (3) 中間検査

(完成検査の方法)

第4条 検査職員は、京都市都市計画局建築請負工事検査技術基準に基づき、検査を行わなければならない。

(完成検査の修補等)

第5条 検査職員は、工事目的物が設計図書（契約の変更があったときは、変更後のもの）その他の関係書類と照合して適合しないと認めるときは、修補等手直し工事指示書により、請負者に対して期限を指定して、修補等をさせるよう指示するものとする。この場合において、検査職員は、工事請負契約書第31条第6項に規定する、検査に合格しないものであることを明記するものとする（以下、「修補等手直し工事指示書」という）。

(修補等手直し工事指示書)

第6条 前条に規定する修補等手直し工事指示書（第1号様式）は、3部作成し、そのうち1部を監督員に交付するものとする。

(修補等に係る検査)

第7条 検査職員は、請負者から修補等に係る手直し工事の完成通知を受けたときは、工事の完成を確認するための検査を行うものとする。

(完成検査調書等の処理)

第8条 検査職員は、検査の結果、合格と認めたときは、速やかに次の各号に掲げる書類を監督員に返却しなければならない。なお、次の第2号に掲げる書類には押印のうえ、監督員へ返却

するものとする。

(1) 完成通知書

(2) 完成検査調書

- 2 検査職員は、京都市都市計画局建築請負工事成績評定要領に基づき、評定を行うものとする。
- 3 検査職員は、検査の結果を京都市都市計画局建築請負工事成績評定通知要領に基づき、請負者に通知するものとする。
- 4 前項の通知の内容について、請負者から説明を求められたときは、京都市都市計画局苦情処理体制要領に基づき処理を行うものとする。
- 5 検査職員は、完成検査確認通知書の写しを行財政局財務部契約課に提出しなければならない。

(既済部分検査)

第9条 既済部分検査（京都市都市計画局建築請負工事監督・検査要綱第8条2号オによるものを除く。）は、京都市都市計画局建築請負工事既済部分検査実施要領に基づき行うものとする。

(中間検査)

第10条 中間検査は、京都市都市計画局建築請負工事中間検査実施要領に基づき行うものとする。

(その他)

第11条 特別の理由により、この細目により難しい場合における検査に関する必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この細目は、平成5年6月から施行する。

附 則

(施工期日)

- 1 この細目は、平成10年7月1日から施行する。

(関係細目の廃止)

- 2 工事検査実施細目は、廃止する。

附 則

この細目は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年5月29日決定）

(施行期日)

- 1 この細目は、平成15年6月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この細目による改正後の京都市都市計画局建築請負工事検査細目の規定は、この細目の施行の日以後に契約した工事から適用する。

附 則（平成17年3月31日決定）

（施行期日）

1 この細目は、平成17年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この細目による改正後の京都市都市計画局建築請負工事検査細目の規定は、この細目の施行の日以後に契約した工事から適用する。

附 則（平成20年9月18日決定）

（施行期日）

この細目は、平成20年9月18日から施行する。

附 則（平成23年5月23日決定）

（施行期日）

1 この細目は、平成23年6月1日から施行する。

（適用区分）

2 この細目による改正後の京都市都市計画局建築請負工事検査細目の規定は、平成23年4月1日以後に契約した工事から適用する。

附 則（平成28年3月25日決定）

（施行期日）

1 この細目は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この細目による改正後の京都市都市計画局建築請負工事検査細目の規定は、この細目の施行の日以後に契約した工事から適用する。

